○職員の懲戒処分の基準に関する規程

平成２２年４月３０日

訓令第４号

（趣旨）

第１条　この訓令は、組合長が地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を厳正かつ公正に行うため、代表的な事例についての標準的な処分の量定に関する基準を定めるものとする。

（懲戒処分の基準）

第２条　組合長は、懲戒処分の種類及び程度を決定するに当たり、次に掲げる事項を総合的に考慮し、別表に規定する懲戒処分の標準例（以下「標準例」という。）を参考にして、適正に判断するものとする。この場合において、標準例に記載のない非違行為については、標準例に掲げる事例のうち類似のものを参考に判断するものとする。

（１）　非違行為の動機、態様及び結果

（２）　故意又は過失の度合い

（３）　非違行為を行った職員の職責及び職責と非違行為との関係

（４）　他の職員及び社会に与える影響

（５）　過去における非違行為の有無

（６）　日常の勤務態度及び非違行為後の対応

（懲戒処分の加重又は軽減）

第３条　懲戒処分については、次の各号に掲げる事項を勘案して、処分の程度を荷重し、又は軽減することができるものとする。

（１）　事故の発生原因及び発生状況

（２）　組合又は他人に与えた損害の程度

（３）　刑事処分の有無及び量刑

（４）　公安委員会の行政処分の有無及びその程度

（５）　違反若しくは事故を起こした者の違反又は事故の前歴

（６）　事故を起こした者及び相手方の過失の程度

（７）　公務中若しくは公務外の違反又は事故

（８）　隠ぺいの事実の有無

（９）　前各号に掲げるもののほか考慮すべき特別の事情

附　則

この訓令は、平成２２年５月１日から施行する。

別表（第２条関係）

懲戒処分の標準例

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 非　違　行　為　の　種　類 | | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 一般服務関係 | 欠勤 | 正当な理由なく10日以内の勤務を欠いた場合 |  |  | ○ | ○ |
| 正当な理由なく11日以上20日以内の勤務を欠いた場合 |  | ○ | ○ |  |
| 正当な理由なく21日以上の勤務を欠いた場合 | ○ | ○ |  |  |
| 遅刻・早退 | 勤務時間の始め又は終りに繰り返し勤務を欠いた場合 |  |  |  | ○ |
| 休暇の虚偽申請 | 病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合 |  |  | ○ | ○ |
| 勤務態度不良 | 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合 |  |  | ○ | ○ |
| 職場内秩序びん乱 | 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合 |  | ○ | ○ |  |
| 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合 |  |  | ○ | ○ |
| 虚偽報告 | 事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合 |  |  | ○ | ○ |
| 秘密漏えい | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | ○ | ○ |  |  |
| 個人情報保護義務違反 | 個人情報のデータ改ざん及び職務目的以外の収集など不適切な情報処理等により個人の権利利益を著しく侵害した場合 |  | ○ | ○ | ○ |
| 営利企業等従事 | 許可なく営利企業等に従事した場合 |  |  | ○ | ○ |
| ｾｸｼｬﾙ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄ（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動） | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | ○ | ○ |  |  |
| 相手の意に反することを認識の上でわいせつな言辞、性的内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動（以下「わいせつな言辞等の性的行動」という。）を繰り返した場合 |  | ○ | ○ |  |
| わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | ○ | ○ |  |  |
| 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的言動を行った場合 |  |  | ○ | ○ |
| 不適正な業務執行 | 事務処理に適正さを欠き、又は職務命令に従わず、公務の運営に支障を与え、又は市民等に重大な損害を与えた場合 |  | ○ | ○ | ○ |
| 公金公物等の取扱い関係 | 収賄 | 賄賂を収受した場合 | ○ |  |  |  |
| 横領 | 公金又は公物を横領した場合 | ○ |  |  |  |
| 搾取 | 公金又は公物を搾取した場合 | ○ |  |  |  |
| 詐欺 | 人を欺いて公金又は公物を交付させた場合 | ○ |  |  |  |
| 紛失 | 公金又は公物を紛失した場合 |  | ○ | ○ | ○ |
| 盗難 | 重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った場合 |  | ○ | ○ | ○ |
| 公物損壊 | 故意に公物を損壊した場合 |  | ○ | ○ | ○ |
| 出火・爆発 | 過失により公物の出火、爆発を引き起こした場合 |  | ○ | ○ | ○ |
| 諸給与の違法支払・不適正受給 | 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合 |  |  | ○ | ○ |
| 公金公物処理不適正 | 自己保管中の公金の流用等、公金又は公物の不適正な処理をした場合 |  |  | ○ | ○ |
| コンピュータの不適正利用 | 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合 |  |  | ○ | ○ |
| 公務外非行関係 | 放火 | 放火をした場合 | ○ |  |  |  |
| 殺人 | 人を殺した場合 | ○ |  |  |  |
| 障害 | 人の身体を傷害した場合 |  | ○ | ○ |  |
| 暴力行為 | 暴力行為（人を傷害するに至らないもの。）を行った場合 |  |  | ○ | ○ |
| 器物損壊 | 故意に他人の物を損壊した場合 |  |  | ○ | ○ |
| 横領 | 自己の専有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した場合 | ○ | ○ |  |  |
| 窃盗・強盗 | 他人の財物を摂取した場合 | ○ | ○ |  |  |
| 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強奪した場合 | ○ |  |  |  |
| 詐欺・恐喝 | 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合 | ○ | ○ |  |  |
| 賭博 | 賭博をした場合 |  |  | ○ | ○ |
| 常習として賭博をした場合 |  | ○ |  |  |
| 麻薬・覚せい剤等の所持・使用 | 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合 | ○ |  |  |  |
| 酩酊による粗野な言動等 | 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合 |  |  | ○ | ○ |
| 淫行 | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した場合 | ○ | ○ |  |  |
| わいせつ行為 | 痴漢行為、のぞき行為及び盗撮行為等、わいせつな行為をした場合 | ○ | ○ | ○ |  |
| 交通事故・交通法規違反関係 | 酒酔い運転 | 酒酔い運転をした場合 | ○ | ○ |  |  |
| 酒気帯び運転 | ア　酒気帯び運転で人を死亡させ、重篤な障害を負わせ又は障害を負わせた場合 | ○ |  |  |  |
| イ　酒気帯び運転をした場合 | ○ | ○ |  |  |
| ウ　イにおいて、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合 | ○ |  |  |  |
| 飲酒運転の同乗者等 | 飲酒運転であることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた場合 | ○ | ○ | ○ |  |
| 飲酒運転以外での交通事故等 | ア　人を死亡させ、又は重篤な障害を負わせた場合 | ○ | ○ | ○ |  |
| イ　アにおいて、事故後の救護を怠る等措置義務違反をした場合 | ○ | ○ |  |  |
| ウ　人に障害を負わせた場合 |  | ○ | ○ | ○ |
| エ　ウにおいて、事故後の救護を怠る等措置義務違反をした場合 | ○ | ○ | ○ |  |
| オ　無免許運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合 |  | ○ | ○ | ○ |
| カ　オにおいて、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合 | ○ | ○ | ○ |  |
| 監督責任関係 | 指導監督不適正 | 部下職員が懲戒処分を受けた場合等で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合 |  |  | ○ | ○ |
| 非行の隠ぺい・黙認 | 部下職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合 |  | ○ | ○ |  |